

敦賀市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による市野々土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年10月20日

敦賀市長 河 瀬 一 治

変 更 調 書

次の区域を御名53号捨鷹に編入する。

大 字	字	地	番
公文名	26号上捨鷹	6の1 6の5の一部 6の6の一部	6・7合併2 7 8の1 8の2 10の1 11の一部
御 名	58号下捨鷹	1の5	
これらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部			

次の区域を公文名11号捨鷹に編入する。

大 字	字	地	番
公文名	13号瓜 屋	1の1 1の3 3の1から3の3まで 3の12から3の14まで 6の1から6の3まで 6の9 6の11から6の15まで 6の17から6の20まで 7の1から7の4まで 11	
	24号時 繁	3の1 3の4 12の2	
	25号初ン場	1の1から1の6まで 2の1から2の3まで 3から5まで 6の1 6の2 7の1から7の5まで 8の1から8の4まで 9の1 9の2 10・11合併 12 15 16の1 17から20まで	
	26号上捨鷹	1 2の1から2の3まで 3の1 3の3 6の3 6の4 6の5の一部 6の6の一部 6の7から6の10まで 11の一部 13 14の1	
	27号苧 山	18 19 20の一部 22の一部	
櫛 林	30号時 繁	1の13	
砂 流	47号苧 山	1の1から1の7まで	
御 名	53号捨 鷹	4の1から4の4まで 5の1 5の2 6の1 6の4 13 33の1の一部 33の2 34の2 35の2から35の4まで 40の一部 41の一部	
	55号時 繁	2の5 2の6 4	
	57号瓜 屋	1の1から1の8まで	

	58号下捨鷹	1の1 1の4 2から4まで 5の1から5の6まで 6 7 8の1から8の5まで 11 12
	59号又木田	1の2 1の5から1の8まで 3の11 3の16 3の19の一部 3の21 3の22 3の24から3の26まで 3の29 3の33 3の34 3の36 13の1から13の4まで 14
山	89号瓜屋	1の1 1の2 1の4から1の9まで 2の1から2の3まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部		